

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（素案）

道外産業廃棄物の搬入事前協議（条例第24条関連）

- 1 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の道内への搬入について知事に事前協議する事項は、次のとおりとします。
 - (1) 道外産業廃棄物の荷姿
 - (2) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称及び所在地
 - (3) 道外産業廃棄物の排出の工程
 - (4) 当該道外産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する方法
 - (5) 道外産業廃棄物の処理の目的
 - (6) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者

- 2 道外産業廃棄物の事前協議に添付する書類は、次のとおりとします。ただし、知事と協議を行って道外産業廃棄物の搬入を行った道外排出事業者等が、道外産業廃棄物の搬入の期間終了後、引き続き道外産業廃棄物の搬入を行おうとする場合において、前回の協議の際に提出した書類又は図面の内容に変更がないときは、(3)以外の書類の添付を省略することができるものとします。
 - (1) 道外排出事業者等の事業の概要を記載した書類
 - (2) 道外排出事業者等が中間処理業者の場合にあっては、産業廃棄物処分業の許可証又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - (3) 道外産業廃棄物の性状の分析結果を示す書類
 - (4) 道内において道外産業廃棄物の処理を行う者に係る産業廃棄物収集運搬業の許可証、産業廃棄物処分業の許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証又は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - (5) 道外排出事業者等が北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設において自ら処理を行う場合にあっては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
 - (6) 当該道外産業廃棄物の運搬の用に供する施設の種類及び数量を明らかにする書類（北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けた者が運搬する場合を除く。）
 - (7) 当該道外産業廃棄物の処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力を明らかにする書類（北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けた者が処分する場合及び道外排出事業者等が自ら許可を受けて設置した施設で処分する場合を除く。）

(8) 当該道外産業廃棄物の処分を行う者（北海道知事又は札幌市長、函館市長若しくは旭川市長の許可を受けた者を除く。）が、当該道外産業廃棄物を再生利用した物を売却する場合にあっては、売却に関する計画

(9) その他知事が必要と認める書類

3 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を要しない施設は、次のとおりとします。

(1) 特殊な処理が必要で全国的に施設が少なく、道内の施設での処理が必要な水銀回収施設

(2) 別に定める道外産業廃棄物処分量減量計画を知事に提出し、その計画の内容を知事が妥当と認めた産業廃棄物の最終処分場

4 専ら道内で循環的な利用を行うための処理の基準は、次のとおりとします。

(1) 残さ発生率が概ね10パーセント以下であること。

(2) 再使用の場合にあっては、再使用率が90パーセント以上であること。

(3) 再生利用の場合にあっては、再生利用率が70パーセント以上であること。

(4) 熱回収の場合にあっては、熱回収率が85パーセント以上であること。

(5) 発電の場合にあっては、発電効率が20パーセント以上であること。

(6) 発電と発電以外の熱利用を組み合わせる場合にあっては、複合熱利用率が50パーセント以上であること。

残さ発生率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する循環的な利用に伴って発生する最終処分が必要な残さの量の割合
再使用率	施設に搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再使用の目的で搬出される量及び当該施設内で再使用される量の和の割合
再生利用率	施設へ搬入される道外産業廃棄物の量に対する当該施設から再生品又は再生品の原料（再生品等）として再生利用の目的で搬出される量及び当該施設内で再生品等として再生利用される量の和の割合
熱回収率	道外産業廃棄物の燃焼により供給する熱量に対する有効利用される熱量の割合
発電効率	次の計算式で算出する道外産業廃棄物を燃焼させることにより得られる熱エネルギー量に対する発電量の比

$\frac{\text{発電出力 (kW)} \times 3.6\text{MJ/kWh}}{\text{道外産業廃棄物の燃焼量 (kg/h)} \times \text{道外産業廃棄物の発熱量 (MJ/kg)}} \times 100$	
複合熱利用率	熱回収率と発電効率の和

5 条例で定めるもののほか、道外産業廃棄物の搬入事前協議を知事が受けたとき、適合することを確認する必要がある事項は、次のとおりとします。

(1) 道外産業廃棄物の数量及び性状が、搬入しようとする道内の産業廃棄物の処理施設の処理方法及び処理能力を勘案して適切であること。

協議の内容の変更（条例第25条関連）

1 道外産業廃棄物の搬入事前協議の内容の変更協議は、変更しようとする日の30日前までに行うものとします。

2 協議の内容の変更協議を要しない軽微な変更は、次のとおりとします。

(1) 道外排出事業者等の氏名及び住所の変更（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 道外産業廃棄物の数量の変更（搬入量が減少する場合に限る。）

(3) 道外産業廃棄物の荷姿の変更

(4) 道外産業廃棄物を排出する事業場又は中間処理施設の名称又は所在地の変更（道外産業廃棄物の性状に変更がない場合に限る。）

(5) 道外産業廃棄物の排出の工程の変更（道外産業廃棄物の性状に変更がない場合に限る。）

(6) 全体で1年を超えない範囲内における搬入の期間の変更

(7) 道外産業廃棄物の運搬の経路の変更（積替えを伴う運搬が追加される場合を除く。）

(8) 当該道外産業廃棄物以外の物質の混入を防止する方法の変更

(9) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容の変更

(10) 道外産業廃棄物の運搬を行う者の変更

道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告（条例第26条関連）

1 道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告の項目は、次のとおりとします。

- (1) 道外産業廃棄物を搬入した期間
- (2) 搬入した道外産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 道外産業廃棄物の処分を行った者
- (4) 道外産業廃棄物の処分の内容
- (5) 循環的利用率（再使用率、再生利用率、熱回収率、発電効率又は複合熱利用率）及び残さ発生率

2 報告は、6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における道外産業廃棄物の搬入について行わなければならないものとします。

道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表（条例第28条関連）

前年度における道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の概要の公表は、道外産業廃棄物の搬入事前協議に係る道外産業廃棄物の種類ごとの搬入量及び処分の方法について行うものとします。

産業廃棄物を保管する場所の届出（条例第31条関連）

1 生じた場所以外で産業廃棄物を保管しようとするときの保管場所の届出事項は、次のとおりとします。

- (1) 保管の場所の所在地
- (2) 保管の場所の面積
- (3) 保管の目的
- (4) 保管しようとする産業廃棄物の種類
- (5) 積替え又は処分等のための保管上限
- (6) 積替えのための保管の場合にあっては、当該保管の場所における1日当たりの平均搬出量
- (7) 処分等のための保管の場合にあっては、当該産業廃棄物に係る処理施設の名称及び1日当たりの処理能力
- (8) 保管の高さ
- (9) 保管の開始予定年月日
- (10) 産業廃棄物の保管の方法
- (11) 産業廃棄物の処理の計画
- (12) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

2 届出に添付する書類及び図面を以下のとおりとします。

- (1) 保管の場所の付近の見取図
- (2) 保管の場所の区域及び面積を明らかにする平面図及び立面図
- (3) 積替え又は処分等のための保管上限及び保管の高さの計算書

(4) その他知事が必要と認める書類

3 産業廃棄物保管場所の届出が不要な場合は、次のとおりとします。

(1) 事業者が自ら北海道知事の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設で保管する場合

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する場合

委託した処分の状況の確認及び記録等（条例第32条関連）

1 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の確認方法は、次のいずれかにより行うものとします。

(1) 産業廃棄物の処分を行う施設において自ら実地に調査する方法

(2) 産業廃棄物の処分を行う施設を実地に調査した者からその結果を聴取する方法

2 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の確認事項は、次のとおりとします。

(1) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

3 産業廃棄物の処分を1年以上継続して委託したときの処分の実施状況の記録事項は、次のとおりとします。

(1) 確認した年月日

(2) 確認した者の氏名

(3) 確認の方法

(4) 当該委託に係る処分の実施の状況

(5) 当該委託に係る処分が行われる施設の状況

(6) 当該委託に係る処分のための産業廃棄物の保管の状況

4 記録は、事業者の事務所に備え置き、確認した日から5年間保存することとします。

産業廃棄物の処理施設の設置に係る手続等（条例第36条関連）

1 条例の対象とする廃棄物の処理施設は、次のとおりとします。

(1) 産業廃棄物の最終処分場

(2) 産業廃棄物の焼却施設

(3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

- (4) 水銀を含む汚泥のばい焼施設
- (5) 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアンの分解施設
- (6) 廃石綿等の熔融施設
- (7) P C B 又は P C B 汚染物の分解施設、洗浄施設

2 条例の対象とする廃棄物の処理施設の変更は、次のとおりとします。ただし、廃棄物処理法施行規則第12条の8に掲げる軽微な変更を除きます。

- (1) 特定施設において処理する産業廃棄物の種類の変更
- (2) 特定施設の処理能力の変更
- (3) 特定施設の位置、構造等の設置に関する計画の変更
- (4) 特定施設の維持管理に関する計画の変更
- (5) 平成9年の廃棄物処理法改正前の許可を受けた施設（同年の廃棄物処理法改正後に変更許可を受けた施設を除く。）にあっては、特定施設の構造又は規模に関する変更

3 条例第36条の適用を除外する者は、次のとおりとします。

- (1) P F I 事業者（国、道、市町村が選定するものなどに限る。）
- (2) 廃棄物の再生利用に係る特例制度による環境大臣の認定を受けた者
- (3) 石綿を含む産業廃棄物の無害化処理について環境大臣の認定を受けた者

4 廃棄物の処理施設の設置等に関し、立地に配慮すべき事項は、次のとおりとします。

- (1) 水道水源への影響のおそれのない地域を選定すること。
- (2) 住宅地（都市計画法に定める住居の用に供する用途地域）から500メートル以上離れた場所を選定すること。
- (3) 上記住宅地以外の場所にあっては、居住者のある住宅から500メートル以上離れたところを選定すること。（居住者の合意が得られている場合を除く。）
- (4) 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立面積を概ね20,000平方メートル以下又は概ね10年以内に埋立終了できる規模とすること。

5 廃棄物の処理施設の設置等に関し、条例の対象とする住民の範囲を以下のとおりとします。

- (1) 産業廃棄物の最終処分場にあつては当該処分場開口部の端から500メートル
- (2) その他の施設にあつては当該施設及び設備から500メートル